

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月14日

【四半期会計期間】 第79期第1四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

【会社名】 スターゼン株式会社

【英訳名】 Starzen Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中津瀨健

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目5番7号

【電話番号】 03(3471)5521(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理本部長 定信隆壮

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目5番7号

【電話番号】 03(3471)5521(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理本部長 定信隆壮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第78期 第1四半期 連結累計期間	第79期 第1四半期 連結累計期間	第78期
	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	72,252	80,938	313,943
経常利益 (百万円)	1,570	1,958	6,599
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,105	1,344	4,578
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	758	1,503	4,845
純資産額 (百万円)	39,206	43,891	43,327
総資産額 (百万円)	118,511	119,517	117,386
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	123.65	142.89	493.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	112.53	130.63	450.38
自己資本比率 (%)	33.1	36.7	36.9

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は第75期より従業員株式所有制度を導入しております。当制度の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)が保有する当社株式を、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については以下のとおりであります。

(食肉関連事業)

当第1四半期連結会計期間において、スターゼン食品株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が継続しているものの、アメリカの金融政策正常化の影響や新興国の経済及び政策に関する不確実性等から先行き不透明な状態が続きました。

食肉業界では、国産牛肉は、出荷頭数が前年より増加し市況は前年を下回りました。国産豚肉は、出荷頭数が前年よりやや減少し市況は高値で推移しました。国産鶏肉は、出荷量が前年よりやや減少し市況は前年を上回って推移しました。輸入牛肉、輸入豚肉、輸入鶏肉は、輸入量・市況ともに前年を上回り推移しました。

このような状況の中、当社グループの各部門が連携して営業力の更なる強化に取り組み、食肉及び加工食品の新規・深耕拡売に努めた結果、売上高及び営業利益ともに増加となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は809億38百万円（前年同四半期比12.0%増）、営業利益は13億62百万円（前年同四半期比16.2%増）、経常利益は19億58百万円（前年同四半期比24.7%増）となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては13億44百万円（前年同四半期比21.6%増）となりました。

事業部門別の営業概況は、次のとおりであります。

< 食肉関連事業 >

食肉関連事業は、牛の出荷頭数はわずかに回復傾向にあるものの、豚の生産量が伸び悩む状況の中で、引き続き国産牛肉・国産豚肉相場が高値で推移しており、国産鶏肉や輸入食肉へのシフトが見られます。このような環境の中、当社グループは、安定した供給体制の下で販売拡大に努めた結果、売上高は802億38百万円（前年同四半期比12.2%増）となりました。

また、部門別の業績は次のとおりであります。

（食肉）

国産牛肉は、生産量の増加により相場が前年比で下回って推移しましたが、量販店や外食への積極的な販売を行った結果、売上高は前年を上回りました。

国産豚肉は、供給量が引き締まり相場が高値で推移する中、安定的な集荷・生産体制の下で販売拡大を進めた結果、売上高は前年を上回りました。

国産鶏肉は、消費者の健康志向の高まりや牛肉・豚肉からの需要シフト等により、売上高は前年を上回りました。

輸入牛肉は、輸入量が前年を上回り、相場も高値で推移した結果、販売量を大きく伸ばし売上高は前年を上回りました。

輸入豚肉は、輸入量が前年を上回り、相場も前年よりもやや高値で推移した結果、販売量の拡大により売上高は前年を上回りました。

輸入鶏肉は、価格優位性により加工原料としての需要を中心に販売量を拡大し、売上高は前年を上回りました。

これらの結果、食肉部門の売上高は648億28百万円（前年同四半期比11.9%増）となりました。

(加工食品)

加工食品は、ハンバーグ、ローストビーフ、ローストポークを中心に量販店への販売を拡大し、外食、コンビニエンスストアへのメニュー提案強化を進めた結果、売上高は前年を上回り117億7百万円(前年同四半期比17.6%増)となりました。

(ハム・ソーセージ)

ハム・ソーセージは、業務提携先との連携を高め、効率生産と販売量拡大を進めた結果、32億83百万円(前年同四半期比8.6%増)となりました。

(その他)

その他の取扱品につきましては、売上高は4億18百万円(前年同四半期比32.6%減)となりました。

<その他の事業>

その他の事業につきましては、売上高は7億円(前年同四半期比4.2%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末と比べて、20億86百万円増加し、789億61百万円となりました。これは、主として商品及び製品や受取手形及び売掛金が増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末と比べて、48百万円増加し、405億33百万円となりました。これは、主として建物及び構築物や機械装置及び運搬具が減少したものの投資有価証券が増加したことによるものであります。

この結果、総資産では、前連結会計年度末に比べて、21億30百万円増加し、1,195億17百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末と比べて、29億95百万円増加し、511億77百万円となりました。これは、主として未払金や短期借入金、買掛金が増加したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末と比べて、14億28百万円減少し、244億48百万円となりました。これは、主として長期借入金が増加したことによるものであります。

この結果、負債合計では、前連結会計年度末に比べて、15億67百万円増加し、756億26百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末と比べて、5億63百万円増加し、438億91百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた対抗策を講ずる必要があると考えます。

会社支配に関する基本方針の実現に関する取り組み

当社グループは、事業環境の変化への対応強化、顧客価値の創造及び企業価値向上を目指し、平成28年度を初年度とする3年間を対象とした中期経営計画を策定し、株主共同の利益の一層の向上を追求し、さらには財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配当政策を実施してまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）」の継続を決議し、平成28年6月29日開催の第77回定時株主総会において、本プランの継続についてご承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。このように株主意思確認手続きをとった場合は、株主の皆様の意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できないものとします。

なお、本プランの有効期限は平成31年6月30日までに開催される当社第80回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

(注) 1 特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注) 2 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注) 3 株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記に記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、第77回定時株主総会での承認によりすでに発効継続されており、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記に記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、また、その判断の概要については株主の皆様へ適宜公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されています。

5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の

交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は13百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,482,921	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	9,482,921	同左		

(注) 提出日現在発行数には、平成29年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日		9,482		11,027		6,960

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,600		
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,332,800	93,328	
単元未満株式	普通株式 148,521		
発行済株式総数	9,482,921		
総株主の議決権		93,328	

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式2株が含まれております。なお、「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、自己株式のうち、信託E口が所有する当社株式76,300株を含めておりません。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) スターゼン株式会社	東京都港区港南二丁目5番7号	1,600		1,600	0.01
計		1,600		1,600	0.01

(注) 上記には、信託E口が所有する当社株式76,300株を含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,112	15,319
受取手形及び売掛金	29,483	30,104
商品及び製品	22,540	24,108
仕掛品	288	321
原材料及び貯蔵品	1,598	1,707
その他	6,868	7,417
貸倒引当金	17	17
流動資産合計	76,875	78,961
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,408	11,240
土地	10,315	10,334
その他（純額）	5,563	5,423
有形固定資産合計	27,287	26,999
無形固定資産		
のれん	621	586
その他	360	430
無形固定資産合計	981	1,017
投資その他の資産	¹ 12,216	¹ 12,517
固定資産合計	40,484	40,533
繰延資産	26	22
資産合計	117,386	119,517

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,095	15,938
短期借入金	11,502	12,586
1年内償還予定の社債	3,400	3,400
1年内返済予定の長期借入金	7,518	7,168
未払法人税等	989	737
賞与引当金	1,423	867
その他	8,252	10,479
流動負債合計	48,181	51,177
固定負債		
社債	1,000	1,000
転換社債型新株予約権付社債	3,998	3,998
長期借入金	16,228	14,744
退職給付に係る負債	1,829	1,846
その他	2,820	2,859
固定負債合計	25,877	24,448
負債合計	74,059	75,626
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,027	11,027
資本剰余金	11,883	11,883
利益剰余金	19,349	19,744
自己株式	217	208
株主資本合計	42,043	42,447
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,496	1,648
繰延ヘッジ損益	24	49
為替換算調整勘定	195	213
退職給付に係る調整累計額	41	41
その他の包括利益累計額合計	1,284	1,443
純資産合計	43,327	43,891
負債純資産合計	117,386	119,517

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
売上高	72,252	80,938
売上原価	65,610	73,532
売上総利益	6,642	7,405
販売費及び一般管理費	5,469	6,043
営業利益	1,172	1,362
営業外収益		
受取利息	5	1
受取配当金	52	54
不動産賃貸料	111	109
受取保険金及び配当金	207	223
持分法による投資利益	147	264
その他	63	99
営業外収益合計	586	752
営業外費用		
支払利息	89	92
不動産賃貸費用	45	36
その他	52	27
営業外費用合計	188	156
経常利益	1,570	1,958
特別利益		
補助金収入	26	-
特別利益合計	26	-
特別損失		
固定資産除却損	8	5
減損損失	13	0
その他	1	-
特別損失合計	22	5
税金等調整前四半期純利益	1,574	1,952
法人税、住民税及び事業税	716	713
法人税等調整額	248	105
法人税等合計	468	608
四半期純利益	1,105	1,344
非支配株主に帰属する四半期純利益	0	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,105	1,344

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	1,105	1,344
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	76	147
繰延ヘッジ損益	127	24
為替換算調整勘定	44	19
退職給付に係る調整額	2	4
持分法適用会社に対する持分相当額	102	2
その他の包括利益合計	347	159
四半期包括利益	758	1,503
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	757	1,503
非支配株主に係る四半期包括利益	0	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間において、スターゼン食品株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

「株式給付信託（従業員持株会処分型）」は、「社員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下、「本信託契約」といいます。）を締結しております。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

本制度では、信託の設定後5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また当社は、みずほ信託銀行株式会社が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度209百万円、76,300株、当第1四半期連結会計期間199百万円、72,500株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度135百万円、当第1四半期連結会計期間118百万円

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
投資その他の資産	106百万円	104百万円

2 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
株式会社阿久根食肉流通センター	960 百万円	881 百万円
有限会社八戸農場	773 "	745 "
株式会社雲仙有明ファーム	570 "	564 "
北海道はまなか肉牛牧場株式会社	410 "	410 "
その他	706 "	568 "
計	3,421百万円	3,170百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	649百万円	587百万円
のれんの償却額	3 "	34 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	733	90.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

(注) 平成28年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託E口が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会に基づき、三井物産株式会社との間で資本業務提携契約を締結し、平成28年5月31日に同社を割当先とする第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分を行いました。これにより、当第1四半期連結累計期間において、資本金が1,128百万円増加、資本剰余金が2,029百万円増加、自己株式が1,096百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が11,027百万円、資本剰余金が11,881百万円、自己株式が272百万円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	948	100.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

(注) 平成29年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託E口が保有する自社の株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

当社は、生産肥育から食肉の処理加工、製造、販売に至るまでの事業を主に国内で行う「食肉関連事業」を中心に事業活動を展開しており、報告セグメントは「食肉関連事業」のみであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、平成29年1月13日開催の取締役会において、当社の食品製造本部が営む事業を会社分割し、新たに設立した当社の完全子会社であるスターゼン食品株式会社に承継することを決議したのち、平成29年2月8日付で吸収分割契約を締結しました。これに基づき、吸収分割を平成29年4月1日に実行いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の食品製造本部が営む食肉加工品の製造・販売事業

事業の内容：ハンバーグ、ハンバーガーパティをはじめとした食肉加工品の製造・販売

(2) 企業結合日

平成29年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、スターゼン食品株式会社を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

スターゼン食品株式会社(当社の連結子会社)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社の食品製造部門では、豊富な経験により培われたノウハウを活かし、商品開発から量産供給に至るまで、お客様のニーズにあった商品を提案することにより付加価値の高い商品の製造・供給を目指しております。

今般、同事業を新設する承継会社に移管・一元化することで、意思決定の迅速化と経営効率の向上を図り、お客様のニーズに機動的に対応し、更なる付加価値の提供を目指してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	123円65銭	142円89銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,105	1,344
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	1,105	1,344
普通株式の期中平均株式数(株)	8,938,175	9,407,390
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	112円53銭	130円63銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	883,002	882,560
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 信託E口が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第1四半期連結累計期間100,233株、当第1四半期連結累計期間73,733株)。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月14日

スターゼン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大野 祐平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスターゼン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スターゼン株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。